

## 狭山市「週休2日制モデル工事」試行要領（建築工事）

### （趣旨）

**第1条** この要領は、建設業の働き方改革を推進する観点から、狭山市が発注する建設工事において「週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を試行するために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロール（現場閉所日の現場監視のためのパトロール）や保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(3) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

### （試行対象工事及び発注方式）

**第3条** 試行するモデル工事は「現場閉所による週休2日制適用工事（対象期間において4週8休以上の現場閉所に取り組む方式）」とし、「発注者指定方式（発注者がモデル工事として指定する方式）」により、工事の種別、規模等を勘案して発注することを原則とする。

2 「交代制による週休2日制適用工事（対象期間において、技術者及び技能労務者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式）」及び「受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式）」は、本試行の対象外とする。

3 次に掲げる工事は、本試行の対象外とする。

(1) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

(2) 前各号に掲げるほか、週休2日の実施が困難であると発注者が判断した工事

### （対象期間）

**第4条** 対象期間は、契約工期のうち工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製

作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ指定する期間（受注者の責によらず現場作業の休止を余儀なくされる期間など）は対象期間に含むものとし、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントすることとする。

#### （現場閉所（現場休息）日）

**第5条** 対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う週休日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

#### （経費の補正）

**第6条** モデル工事の工事費は、4週8休以上を前提として、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、予定価格を作成する。なお、この場合において、対象の経費及び補正係数は、『埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事」試行要領』の規定を準用する。

2 施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たないときは、請負代金額のうち前項に規定する補正分を減額する契約変更を行う。

#### （実施方法）

**第7条** モデル工事の実施方法は次のとおりとする。

##### （1）発注時

ア 発注者は、入札公告等にモデル工事である旨を明示（参考様式1-1）するとともに、特記仕様書（参考様式1-2）を添付するものとする。

##### （2）工事着手前

ア 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ 受注者は、工事着手日から28日分の「休日取得計画書（様式1）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「休日取得計画書（様式1）」を作成する。

ウ 受注者は、対象期間中、モデル工事であることを示す「掲示図（参考様式2）」を工事現場に設置する。

##### （3）対象期間中

ア 受注者は、28日ごとに「休日取得計画書（様式1）」を当該計画書の初日となる日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

イ 受注者は、休日取得計画書の計画期間終了後7日以内に「休日取得実績書（様式2）」を提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

ウ 受注者は、天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として事前に工事記録を提出し、発注者の確認を受ける。ただし、天候の急変や緊急工事等、事前の提出が困難な場合は、事後報告とすることができる。

エ 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応する。

オ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

#### (4) 工事完成時

ア 受注者は、工事完成日の14日前までに、対象期間全ての「休日取得実績書（様式2）」及び「休日取得実績書【集計表（様式2-2）】」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受けるものとする。なお、提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

イ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

### （適正な工期の確保）

**第8条** 発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定し、あわせて、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮するものとする。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用し、適正な工期を確保するものとする。

2 週休2日の確保を理由とした工期の変更はできないものとする。ただし、その理由が受注者の責によらないときは、発注者の受注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行うものとする。

### （アンケート調査）

**第9条** 発注者は、週休2日制モデル工事に係るアンケート調査を行う場合は、受注者に対し協力を依頼する。

### （工事成績評価における評価）

**第10条** 現場閉所の達成状況による工事成績評価における加点及び減点は行わない。

### （その他）

**第11条** その他必要な事項は別に定める。

附則 本要領は、令和6年4月1日から施行する

参考様式1-1（第7条関係） 「入札公告等」

1 入札対象工事

( )その他

本工事は、「狭山市週休2日制モデル工事(営繕工事)」の対象工事である。

参考様式1-2（第7条関係） 「特記仕様書」

1 週休2日制モデル工事

( ) 本工事は、「狭山市週休2日制モデル工事(営繕工事)」の対象工事である。

試行の実施は、『狭山市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事)』によるものとする。

試行要領は、狭山市公式ホームページで確認のこと。

狭山市公式ホームページ(トップページ>事業者向け情報>入札・契約)

<https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/nyusatsu/index.html>

参考様式2（第7条関係） 「モデル工事であることの明示」

週休2日制モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則○曜日、○曜日及び祝日を休工日とするモデル工事です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

発注者 狭山市役所

受注者 ○○◇◇株式会社

※ 工事現場の見やすい場所に適宜設置